

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 山鹿市行政手続条例の一部を改正する条例
- (2) 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- (3) 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例
- (4) 山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (5) 山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例
- (6) 山鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- (7) 山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (8) 山鹿市火入れに関する条例の一部を改正する条例
- (9) 山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- (10) 山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例
- (11) 山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例

令和8年3月18日

山鹿市長 早 田 順 一